

No. **139**

2018. 春号

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



春遠い木曽路、中山道奈良井宿



長野県行政書士会

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

〔表紙〕 春遠い木曾路、中山道奈良井宿

肌を刺すような冷氣、雪明りの中点々と続くアイスクャンドルの揺らめき、静けさが音を立てて過ぎてゆく古い街道の夜。

時代から取り残されたような、中山道奈良井宿の節分会の風景…

奈良井宿では観光の催しとして、毎年節分の夜街道沿いの軒並にアイスクャンドルを灯し、観光客をもてなしています。

(写真提供・奈良井宿、長谷川広咏氏 禁無断転載)



目 次

新 規 登 録 者 必 須 研 修 会	・平成29年度新規登録者必須研修会 2 ・受講生の意気込み 3 ・新規登録者必須研修会参加者インタビュー 5
日 行 連 新 年 賀 詞 交 歓 会	・平成30年新年賀詞交歓会に参加しました10
業 務 資 料	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の 施行について（通知）11 ・工事施工を社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」の活用及び 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な 保険」の確認シートについて15
事 業 報 告	・国際部活動報告24 ・S B Cラジオカーが来館しました25 ・県警察本部担当官との風俗関係懇談会開催報告26 ・国際部「事例研究会」報告27
お 知 ら せ	・コスモスしなの市民公開講座のお知らせ28 ・コスモス成年後見サポートセンター入会前研修会のご案内29 ・平成29年度行政書士試験結果について33 ・平成30年度定時総会・定期大会のご案内33 ・幹旋物一覧34
会 議 報 告	・35
支 部 だ よ り	・上田支部 新規業務研究委員会 発足39
会 員 の 動 き	・入会 ・退会 ・ご逝去40
編 集 後 記	・40

平成29年度新規登録者必須研修会

広報監察部 五味 直美

平成30年1月23日(火)・24日(水)の1泊2日の日程で、松本駅西口のホテルモンターニュ松本にて新規登録者31名の参加のもとに行われました。

- 第1日目
- (1) 行政書士と倫理
 - (2) 農林建設部
 - (3) 運輸交通部
 - (4) 国際部
 - (5) 環境生安部
 - (6) 法務部
 - (7) 広報監察部
 - (8) ADR特別委員会
 - (9) コスモスしなの
 - (10) 行政書士政治連盟
 - (11) コミュニケーション術
 - (12) 明日の行政書士を考える



- 第2日目
- (13) 真意を見抜く方法を伝授
 - (14) 行政書士法
 - (15) コンプライアンス
 - (16) コンプライアンス+α (弁護士との対談)
 - (17) 事務所経営他パネルディスカッション
 - (18) 特別公演・・・元法務大臣 岩城光英先生



時折雪がちらつく中で行われた平成29年度新規登録者必須研修会。県内各支部から新規登録者31名が参加しました。第1日目は主に各業務部の紹介、第2日目はコンプライアンス・その他という構成でした。2日目の最後には、特別講演として、元法務大臣で現在は日本トライアスロン連合会長の岩城光英氏が講演され、「スポーツの分野でも行政書士業務につながることはある」「法令順守を前提に人間力を生かした仕事を」というお話が印象的でした。

研修会全体の印象として、申請書類の書き方といった業務に直結する実践的な内容よりも、コミュニケーション術や相談術、人脈作りや他士業との連携・協力に重点を置いた講義が多かったように思います。行政書士は携わることができる業務の範囲が広いため、受ける相談の内容也多岐にわたります。また、業務によって行く場所やお会いする人も様々です。どんな時にも、相手の話をよく聞き、状況を正しく理解すること、自分自身が相談できる人を持つことが大切なのだな、と改めて感じました。新規登録者の皆さまには、今回の研修の内容を入り口として、今後は各業務部が開催する研修や支部の活動に参加しながら業務の幅を広げていっていただけたらと願っています。

受講生の意気込み

〈質問事項〉

- ①趣味／特技
- ②好きな言葉
- ③自己PR／抱負



有坂 桂 佐久支部

- ①映画鑑賞
- ②一瞬一生
- ③どんな事にも積極的に取り組んでいき、研鑽を積んでいきたいと思っています。



高木信隆 上田支部

- ①スポーツ観戦
- ②一歩一歩
- ③お役に立てる仕事をしたいと思っています。



藤森啓志 上田支部

- ①ゴルフ、将棋観戦、スポーツ観戦
- ②投げたらアカン
- ③何ごとも最後まで、丁寧にやりたい。一つでも得意なもの、好きなものをみつけて深めていきたい。



高野昭恵 上田支部

- ①山登り・古城巡り
- ②忍
- ③学ぶ姿勢を忘れず、書士会の発展のために頑張りたいと思います。今後共、宜しくお願いします。



木村和彦 諏訪支部

- ①巨人戦観戦、ゴルフ
- ②志あるところ、道できる。
- ③志を持って起業したい方、生活にお悩みの方のありがたを増やし、地域の活性化に貢献して参ります。



原田智子 諏訪支部

- ①B級グルメめぐり、ミニチュアフード製作
- ②笑う門には福来たる
- ③日々勉強することばかりですが、ひとつでも自信を持って取り組める分野を見つけれられるよう、精進して参ります。



田村 文 諏訪支部

- ①相撲観戦
- ②九勝六敗こそ理想的な勝ちのフォーム
- ③サービスだけでなく、人柄をも売り物にできるよう、優しさで誠実さを心がけます。



小宮山浩司 諏訪支部

- ①剣舞・詩吟
- ②健康、思いやり、努力
- ③ネットワークを、仕事にはげんでいきたいと思っています。



中嶋健治 伊那支部

- ①ウォーキング
- ②誠実
- ③第2の人生、何か人の為になる人になりたい。



河野克己 飯田支部

- ①旅行
- ②一期一会
- ③農地法等の知識を深め、関係分野で業務をして行きたい。



原 満輝 飯田支部

- ①プログラミング、プログラムの動作から内部処理を想像すること
- ②日々笑尽
- ③自動車販売・整備会社を営んでおります。前職の業務がIT系でしたので、そのまま趣味となりました。精一杯頑張りますので御指導よろしくお願い致します。



坪田尚行 飯田支部

- ①読書、カラオケ
- ②誠心誠意
- ③第2の人生として行政書士の仕事を始めました。身体が健康で働けることに感謝して精一杯頑張りたいと思っています。



萩原正樹 飯田支部

- ①サッカー
- ②和顔愛語
- ③皆さまの気持ちに寄り添い、ともに歩いていきます。よろしくお願いします。



青木一郎 松本支部

- ①家庭菜園、園芸
- ②誠実
- ③これまで築いてこられた、諸先輩方の名を汚す事の無いように、勉強して行きたいと思っています。



杉山博章 松本支部

- ①趣味は音楽。聴く事も自分で演奏する事も好き！楽器は、オカリナ、ハンドベル、アイリッシュハープ他
- ②日々精進、常に前向きに一生懸命
- ③異文化を持つ外国人との交流。自分にはない素晴らしい文化が育む社会、誰もが自由に暮らせる社会のため、微力ではあるがご協力したい。



竹内匡史 松本支部

- ①スキー、スノーボード、ランニング
- ②風の強い日を選び、つらい道を避けず、走る
- ③先に開業した不動産業と併せて地域の皆様のお役に立てる行政書士を目指します。よろしくお願いします。



小池孝明 松本支部

- ①ギター、ピアノ演奏
- ②終始一貫
- ③すずらん横丁 恋文屋のような行政書士を目指します。



市川三枝 松本支部

- ①整理・整頓
- ②できないのはやらないからであり努力と信念が足りないからである。
- ③優れた便利屋になれるよう、勉強してゆきたいと思います。



渡邊 宏 松本支部

- ①ギター、音楽鑑賞、映画鑑賞
- ②Let it be. ケ・セラ・セラ、謙虚
- ③一年生ですが、公務員時代の経験を生かして地道に頑張りたいです。



北村和也 長野支部

- ①今は観るだけのサッカー、映画鑑賞
- ②ライフ イズ チャレンジ
- ③土地家屋調査士と兼業でやっています。いろいろな分野に興味をもっていますので、よろしくお願いします。



小西 勝 長野支部

- ①落語。創作落語による相続セミナーをやらせていただいています。
- ②笑う門には福来る
- ③相談者お一人おひとりの想いに寄り添いその実現のため長年の行政経験を活かしてまいりたいと思います。



宮本 徹 長野支部

- ①ゴルフ。妙高サンシャインゴルフ倶楽部メンバー、学術博士(Ph.D)環境科学分野したた
- ②強か、どん欲、向上心
- ③特定行政書士、申請取次行政書士、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター会員、あらゆる知識を修得し、顧客に貢献いたします。



檜山大地 長野支部

- ①バドミントン、野球観戦(ヤクルトファン)
- ②努力は必ず報われる。もし報われない努力があるのなら、それはまだ努力とは呼べない(王貞治)
- ③分からないことばかりですので、ご指導の程宜しく願います。



伊藤安芸 長野支部

- ①ゴルフ、登山、茶道(表千家)、スキー、ガンブラ
- ②疾風知勁草、千鈞万鍊、その本気は本物か
- ③行政書士資格に矜持を持ち、しかし資格だけに捉われず、依頼者や地元に貢献できる行政書士を目指します。



岡本忠雄 長野支部

- ①食べ歩き、スポーツ観戦
- ②「怒らず、恐れず、悲しまず」(還暦を過ぎてからの生活のモットー)
- ③研修会を契機に新米行政書士として広い分野で研さんを深めたい。(得意分野を増やしたい)



高橋信一 長野支部

- ①登山、スキー、スノーボード
- ②切磋琢磨
- ③身近に頼れる存在として、職務を通じて社会貢献していきたいと思っています。



加々井 猛 長野支部

- ①能楽、温泉巡り、音楽鑑賞
- ②博学篤志
- ③マイペースで楽しみながら日々研鑽を積んで参ります。



千村勇隆 長野支部

- ①ボーリング、車の運転
- ②為せばなる、為さねば成らぬ何事も、成らぬは人の為さぬなりけり
- ③知識の向上に努め、信頼される行政書士を目指したい。



上林紀夫 長野支部

- ①西式健康法一級司教、サプリメントアドバイザー、電気工事
- ②人の行く裏に道あり花の山
- ③行政書士合格から数十年、これから始めます。新規事業立上げを30年、海外取材50回、南太平洋諸島も飛びまわりました。小資本で始めるのが得意です。



鈴木祐介 長野支部

- ①スポーツ観戦
- ②一期一会
- ③地域に根ざした行政書士を目指しがんばりますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。



酒井良育 長野支部

- ①水泳、スキー、男の料理(ローストビーフ、生ハム、スモークサーモン)
- ②質実剛健
- ③真面目に！誠実に！着実に！行政書士業務に取り組むことをモットーに日々精進してまいります。

新規登録者必須研修会参加者インタビュー

広報監察部 土屋 帝

本研修会の所感については、例年は記者視点のものを掲載しておりますが、本年は実際に研修会に参加された新規登録会員であるX会員にインタビューしてまいりました。本音のたっぷりの生の声をお聞きください。

土屋： 広報部の土屋です。本日はよろしくお願いいたします。

X会員： Xです。よろしくお願いいたします。

土屋： 早速ですが、今回の研修会どうでした？

X会員： 結構面白かったですよ、色々な考え方があるんだな…と。

土屋： 一番心に残ったのは？

X会員： 二日目のパネルディスカッションですね。色々な先生方の体験談が聞けておもしろかったです。



土屋： それでは、プログラムに沿って一つずつ感想をお聞きしたいのですが、よろしいですか？

X会員： いいですよ。

土屋： まず、最初は総務部の倫理研修でしたね。

X会員： はい。始まったばかりで、こちらも緊張していたのでうろ覚えなのですが、あまり派手な広告宣伝はしないように注意されましたよね？

土屋： そういったこともおっしゃられていましたね。

X会員： ちょっと、その点が気になっていて…。後で講演された先生の中には「広告宣伝を頑張りましょう」というようなニュアンスでお話をされた先生もいらっしゃいましたが、どっちなのでしょう？

土屋： まあ…。それは色々な考え方があるということだとは思いますが…。

X会員： 守るべき一線があるってことですかね？

土屋： そうかもしれませんね。

X会員： すみません。逆に質問しちゃって。

土屋： いいえ。

X会員：　　そういえば、倫理研修で職務上請求書の書き方はやらないんですね。やってもらいたかったなあ。

土屋：　　そういう声が伝われば、次回はあるかもしれませんね。

土屋：　　次は、農林建設部でしたね。

X会員：　　一生懸命教えていただいて、講師の先生に好感が持てました。ただ、時間が少なかったみたいで、後半の部分が駆け足になってしまったのが残念でした。…各先生の持ち時間ちょっと少ないですよ？

土屋：　　そうですね。私が受けたとき…平成25年？…と比べて、持ち時間が半分くらいになった印象でしたね。

X会員：　　そうなんですね。持ち時間はもう少し長いほうがいいかも。

土屋：　　なるほど。

土屋：　　運輸交通部の研修については？

X会員：　　封印業務についてのお話でしたが、登録以降、自動車関係の業務をやったことがないので、正直、ピンときませんでした。

土屋：　　国際部は？

X会員：　　在留資格でしたか？種類の多さに驚きました。あと、今後仕事が増えそうな分野だな…と。

土屋：　　初日午前中の最後は環境生安部でした。

X会員：　　はい。わかりやすい講義でした。ただ、スライド（プロジェクター）の準備作業をされている別の先生のほうが気になって…。でも最後まで熱のこもった講義だったと思います。



土屋：　　お昼休憩のあとは、法務部でしたね。

X会員：　　ユーモアいっぱいの講義でしたね。また、講師の先生が、勉強家なのだなと感心しました。講義の内容はもちろんのこと、講師の先生個人に興味が沸きましたよ。

土屋：　　ははは。たしかに、ユーモアに溢れた講義でしたね。…で、次が広報監察部でしたが、こちらに関しては、講義というよりは活動内容のご説明でしたので、次にいきましょう。次は、ADR特別委員会。

X会員：　　心理テストのようなものをやりましたね。

土屋：　　当たっていましたか？

X会員：　　結構当たっていたような気がします。コントローラータイプとアナライザータイプの点数が同じだったんですが、自分では意識していない部分を知ることができたような気がします…。土屋さんはどうだったんですか？

土屋：　　当たってましたねえ。端的に言えば、図々しくて臆病だってことみたいです。

X会員：　　ははは。結局どっちなんです？でも、そんな診断結果ありましたっけ？

土屋： まあ…次に行きましょう。ええと、コスモスしなの、政治連盟と、組織の紹介が続きましたね。

X会員： じつは私、元々、成年後見業務に興味があったので、コスモスに加入しようかと思っております。

土屋： そうなんですか。後見関連は社会貢献の側面も大きいと聞きます、頑張ってくださいね。

X会員： はい。ありがとうございます。

土屋： 初日の最後は、研修部員による講義でしたね。

X会員： ブレインストーミングが印象的でした。5～6名ずつの班に分かれて、

「今後、行政書士の業務にできそうなもの」をテーマにアイデアを出し、最後にそれをまとめる、ということでした。それで、我々の班では、どんなアイデアでもいいから、思いついたらどんどん書いていこうということになりました。

土屋： たくさん書けましたか？

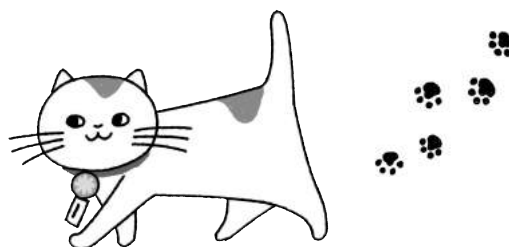
X会員： 私が提案できた数は普通だと思うのですが…、私の隣に座った先生が、まるでその道の職人さんみたいに、次から次へとアイデアを出していくので、それは見ていて気持ちよかったですよ。

土屋： そうなんですか。すごいですね…。

X会員： ええ、楽しかったです。



< 休憩 >



土屋： それではインタビューを再開しましょう。二日目ですね。私は会場にはいなかったのですが、主に研修部員による講義だったようですね。

X会員： はい。

土屋： 最初は「真意を見抜く方法を伝授」ですか。面白そうですね。

X会員： これは和みましたよ。

土屋： なごんだ？ どういうことです？

X会員： 細かい説明は省きますけど、二人組になって、相手の目の動きを見て、相手の嘘を見破るんですが…、目を見るってことは、見つめ合うってことじゃないですか、…おじさん同士で、いえ、おじさんじゃない人もいますけど、見つめ合っているとなんだか笑えてきて…和みました。これは、朝の妙な緊張感をほぐすのにはもってこいでしたね。



土屋： それはたしかに和みますねえ。(笑) で、和んだあとに行政書士法の講義ですか。

X会員： ええ、こちらは大学の講義のような感じで、久しぶりに学生に戻ったような気がして新鮮でした。私はこういうのも好きですね。

土屋： そのあとは、コンプライアンスの研修が続いていますね。後半は弁護士さんとの対談ですか。

X会員： 対談ということで、楽しみにしていたのですがちょっと物足りなかったかな。

土屋： どのあたりですか？

X会員： とても勉強になったのですが…、対談というより、Q&Aみたいになっていて、行政書士が質問して、弁護士が答えるみたいな。対談なので、行政書士VS弁護士みたいな構図を期待していました。

土屋： それは…。なかなか難しいオーダーかもしれませんね。

X会員： その反動もあったかとおもうのですが、そのあとのパネルディスカッションは面白かったです。司会VSパネラーの構図ができていましたので。



土屋： あの、もしかして…討論形式がお好きなのですか？

X会員： 好きなんですよ。あと、パネラーの人選が良かったですね。大御所、中堅、ルーキー、それぞれの年代からバランスよくということだったんだと思いますが。

土屋： 研修部も、企画には力を入れているようですね。

X会員： そう感じました。

土屋： さて、いよいよ最後ですね。二日目のメインというべきでしょうか。元法務大臣、岩城光英先生の特別講演会。どうでした？

X会員： 話をするのがお上手で、びっくりしました。オーラもありましたし、さすが大物政治家だなあと。

土屋： オーラですか、私も拝聴したかったですね。



土屋： 最後になりますが、来年以降のため、ご意見などがございましたら。

X会員： いくつかありますが、いいですか？

土屋： もちろんです。

X会員： まず、先にもお話ししましたが、職務上請求書の書き方の講義はやっていただきたいです。それから、やはり行政書士なので、許認可業務のイロハですかね。時間的に難しいのであれば、主たる許認可業務の申請書類の入手方法と、その際の関係各所の回りかたなど、とにかく基本のことを教えていただきたいかったです。今回は、仕事のウラ話も多く、それはそれで面白かったのですが、やはりウラ話だけでなく基本も知りたいです。

土屋： なるほど、業務の基本ですか。

X会員： ええ。

土屋： 他にありますか？

X会員： 新規登録者研修に限っての話ですけど、試験組とそれ以外、専業と兼業を分けたほうがよさそうだと感じました。費用の面で難しいのでしょうか。

土屋： たしかに一理ありますね。立場によって経験も、業務への取り組み方にも違いがありますからね。

X会員： こんなところでしょうか。

土屋： X先生、本日はお忙しいところありがとうございました。

平成30年新年賀詞交歓会に参加しました

副会長 吉田 靖史

日本行政書士会連合会と日本行政書士政治連盟共催の新年賀詞交歓会が、1月19日にANAインターコンチネンタルホテル東京で開催されました。

長野会からは、日行連専務理事でもある山本会長と副会長、政治連盟の役員等が参加しました。

全国各単位会の会長や役員、会員、関係団体などの参加者が集い、会は遠田和夫日行連会長の挨拶に始まり、主催者側の挨拶から来賓挨拶へと移りました。

この日は野田聖子総務大臣ご本人が出席の予定でしたが、残念なことにインフルエンザ感染のためご臨席は叶いませんでした。

ご来賓のお名前等は、月刊「日本行政」3月号に記載されていますので、そちらをご覧ください。

鏡開き、乾杯と式次第にそって会は賑やかに進み、全国からの参加者のみなさんとの懇談の時も気がつけばお開きの時刻に。

会場の華やいだ雰囲気、その余韻に浸りながら会場を後にしました。



遠田和夫日行連会長挨拶



鏡開き

業 務 資 料

29 資第 295 号

平成 30 年（2018 年）2 月 9 日

長野県行政書士会長 様

長野県環境部資源循環推進課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）の一部を改正する省令（平成 30 年 2 月 2 日環境省令第 1 号）が公布され、優良産廃処理業者認定制度に係る情報の更新時期及び産業廃棄物収集運搬業許可証の様式が変更され、平成 30 年 2 月 2 日から施行されました。

改正の内容は下記のとおりですので、その内容について御確認いただくとともに、貴会員への周知について御配意願います。

記

1 改正の内容

- (1) 優良産廃処理業者認定制度に係る情報の更新時期の改正（規則第 9 条の 3 第 2 号ト、第 10 条の 4 の 2 第 2 号ル、第 10 条の 12 の 2 第 2 号ト及び第 10 条の 16 の 2 第 2 号ル関係）

優良産廃処理業者認定制度の認定基準中、法人の貸借対照表及び損益計算書等財務諸表の情報の更新頻度を「1 年に 1 回」から「少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度」に改正する。

- (2) 産業廃棄物収集運搬業許可証（規則様式）の改正（様式第 7 号及び第 7 号の 2 関係）
産業廃棄物収集運搬業許可証（様式第 7 号及び第 7 号の 2）の 6 に記載の「規則第 9 条の 2 第 5 項」を「規則第 9 条の 2 第 6 項」に改正する。

2 施行期日

平成 30 年 2 月 2 日

長野県環境部資源循環推進課廃棄物審査係
課長：丸山 良雄 担当：胡桃澤 博司
電 話：026-235-7164
FAX：026-235-7259
E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp



環境省令第1802021号
薬機部令第1802021号
平成30年2月2日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿



環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長 殿



廃棄物規制課長 殿

廃棄物の処理及び並びに清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

廃棄物の処理及び並びに清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成30年環境省令第1号）は、平成30年2月2日に公布され、同日から施行されることとなった。

については、下記事項に留意の上、その運用に連綿なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

一般廃棄物及び産業廃棄物の処理に係る特例（再生利用、広域的処理及び無害化処理）に係る環境大臣の認定を受けた者（以下「再生利用等認定業者」という。）は、名称、代表者等を変更したときは、「変更の日から10日以内」に環境大臣に届け出なければならないこととされている。また、再生利用等認定業者が法人の場合は、当該変更の届出において、代表者等を変更するときは登記事項証明書を添付しなければならないこととされている。

一方、登記事項証明書の交付の前提となる変更登記については、変更から2週間以内に変更の登記をすることとなっており（会社法（平成17年法律第86号）第915条）、変更登記の標準処理期間は、申請書の提出から即日ないし10日程度とされている。したがって、再生利用等認定業者が法人であって、登記事項証明書の添付を要する変更届出を行う場合に

については、「変更の日から10日以内」とする提出期限を超過する可能性があるため、所要の改正を行ったものである。

また、産業廃棄物処理業等の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合する産業廃棄物処理業者等の許可の更新期間に係るいわゆる優良産廃処理業者認定制度については、その認定基準として、申請者が法人である場合には、直前3年の事業年度における貸借対照表等を年一回以上、インターネットを利用する方法により公表等することを規定していたところである。しかしながら、当該規定については、一部で企業の実務運営等とそぐわない運用が行われていることから、当該規定の趣旨の明確化を図るため、改正を行ったものである。なお、株式会社以外の法人についても、直前3年間ににおける貸借対照表等又はこれらに相当する事項を、定時株主総会に準ずる機関等で報告又は承認された後等のタイミングで、少なくとも毎年更新し、その都度公表していることという趣旨で適用されることを申し添える。

第二 改正の内容

- 1 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理に係る特例（再生利用、広域的処理及び無害化処理）に係る変更の届出期間（第6条の8、第6条の21の2及び第6条の24の9関係）
一般廃棄物及び産業廃棄物の処理に係る特例（再生利用、広域的処理及び無害化処理）に係る変更の届出について、法人で登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、その提出期限を30日以内とする。
※ 第12条の7、第12条の12の13及び第12条の12の19の規定により、産業廃棄物についても適用される。
- 2 優良産廃処理業者認定制度に係る情報の更新時期（第9条の3第2号、第10条の4の2第2号、第10条の12の2第2号及び第10条の16の2第2号関係）
優良産廃処理業者認定制度の認定基準中、貸借対照表等を更新すべき場合（情報の更新頻度）について、「一年に一回以上」を「少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度」に改める。
- 3 その他
広域的処理認定制度に係る変更の届出（第6条の21の2第2項（第12条の12の13の規定により、産業廃棄物についても適用される。）関係）に当たり、環境大臣に提出する届出書に添付する書類に、認定証を添付することを不要とする等とする。

三、八 (略)

三八 (略)

日行連発第 1238 号
平成 30 年 2 月 9 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
許認可業務部
部長 矢野 浩司

工事施工を社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」の活用及び「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シートについて（周知協力）

今般、当会も出席する第 2 回建設業社会保険推進連絡協議会において示された、国土交通省が本年度実施する取組事項についての周知依頼がまいりましたので、別添のとおり送付いたします。

ついては、貴会会員への周知につき、御協力いただくようお願いいたします。

なお、本件周知内容については、会員専用ページ（連 con）でもご案内しておりますので、ご承知置き下さい。

【別添】

建設業団体宛通知文（平成 30 年 1 月 26 日付事務連絡）

- ① 誓約書
- ② 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シート
- ③ 地方公共団体・民間発注者団体宛要請文（平成 30 年 1 月 26 日付事務連絡）

各建設業団体の長 殿

国 土 交 通 省
土 地 ・ 建 設 産 業 局
建 設 市 場 整 備 課

工事施工を社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」の活用及び「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シートについて

貴団体におかれましては、平素より、国土交通行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

国土交通省においては、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を目的として、関係者が一丸となって、平成24年度より建設業における社会保険加入対策に取り組んできたところです。

本年1月15日、第2回建設業社会保険推進連絡協議会を開催し、平成29年度において今後実施する取組として、

- ・ 民間発注工事等における「誓約書」の活用

- ・ 「適切な保険」を確認するためのフローチャートの活用

についてお示しさせて頂きましたが、これらの取組を実施するため、下記のとおり、会員企業へ周知していただきますようお願いいたします。

記

(1) 工事施工を社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」の活用について
国土交通省や一部の地方公共団体発注工事においては、請負契約により工事施工を下請企業も含め社会保険加入企業に限定する取組を行っているところですが、民間発注工事や多くの地方公共団体工事においては、社会保険加入企業に限定する具体的な取組が行われていない状況です。

建設業のみならず全産業において、働き方改革の実現の観点から、労働関係法令を始め一層の法令遵守が求められる中、加入企業に限定する取組が行われていない発注者の工事には、法令を遵守せず社会保険に加入していない企業が携

わる可能性があり、このような工事においても、発注者と受注者が連携し、社会保険加入推進の取組を進めていく必要があります。

社会保険に適切に加入した企業による工事施工の確保を図るため、今後、受注者から発注者に対して、工事の施工について社会保険加入企業に限定する旨を誓約する「誓約書」を提出する取組を開始することとしました。

国土交通省において、受注した工事において社会保険未加入企業を下請としないことを誓約する誓約書のひな形を作成しておりますので、これを活用し、受注者たる元請企業におかれては、発注者に対し、受注した工事について社会保険加入企業のみで施工する旨を誓約した誓約書を提出する、工事施工期間中、現場において提出した誓約書の写しを掲示する等の取組を積極的に実施いただきますようお願いいたします。また、発注者から、社会保険未加入企業を下請としないことを誓約する誓約書の提出の呼びかけがあった場合には、これに協力し、誓約書を提出する取組を実施いただきますようお願いいたします。

なお、誓約書の活用については、地方公共団体及び建設業社会保険推進連絡協議会オプザバーの民間発注者団体に対して、別添のとおり、取組への理解と協力を要請している旨、あわせてお知らせいたします。

(2) 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シートの活用について

国土交通省が平成24年に策定した「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」においては、元請企業に対し、下請企業や現場に入場する作業員について適切な保険への加入状況を確認することや加入指導を行うこと、下請企業に対し、労働者である社員と請負関係にある二者を明確に区別した上で、労働者である社員について適切な保険に加入させることなどを求めています。

これまでも、適切な保険の範囲や適切な加入指導について周知に努めてきたところですが、今後、一層の周知徹底を図るため、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について、フローチャート方式で確認できる様式等を作成しましたので、会員企業へ配布していただき、元請企業においては、下請企業にこれを配布して加入状況の確認を促す、下請企業においては、これを用いて自社及び自社の労働者の加入すべき保険を確認するなど、ご活用をお願いいたします。

なお、事業主が社会保険料の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者について、実態は雇用労働者であるにもかかわらず、形式上個人事業主として請負契約を結ぶことなどにより事業所の規模を縮小することは、技能者の処遇改善と公平で健全な競争環境の構築という社会保険加入対策の趣旨・目的に反するものであることにご留意ください。

誓約書

（発注者名） 殿

工事名：_____

標記の工事においては、工事を施工する建設業者について社会保険関係法令の遵守を徹底する観点から、下記のことを誓約します。

記

次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く）をすべての次数において下請負人とししないこと。

- （１）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- （２）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- （３）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

平成 年 月 日
（所在地）
（受注者名）

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シート

元請企業の皆様 → 建設工事に従事する下請企業へ配布するなどして、適切な保険の確認を促してください。
下請企業の皆様 → 自社および自社の労働者の加入すべき保険を確認してください。



注意点

【従事する作業の内容】
ガイドラインで定める現場入場制限は建設工事を対象としています。ただし、他業種についても同様に社会保険への加入は法令上の義務です。

【労働者か使用者か】
「労働者」であるか「使用者」であるかによって、加入すべき保険の種類が変わってきます。

【働き方】
働き方によって加入すべき保険の種類が変わってきます。一人親方の場合は、実態としても「請負」であるか注意してください。

【事業所の形態】
「法人」であるか「個人」であるかによって、加入すべき保険の種類が変わってきます。また、「個人」の場合は従業員数によっても変わってきます。

【労働者の年齢】
厚生年金は原則70歳未満が被保険者となります。70歳以上は適用除外です。健康保険は75歳以上で後期高齢者医療（適用除外）となります。国民年金は原則60歳未満が被保険者となります。

スタート → 建設工事に従事 → ガイドライン対象外（ガイドラインで現場入場制限の対象としないが加入義務はある）

建設工事に従事 → 私は「労働者」です※1（法人又は個人事業所に雇用されている方） → 「常勤的雇用」です → アルバイト・短期間雇用です※2,3 → 日雇いです※4

私は「使用者」です（一人親方、個人事業主、法人事業主（役員等）の方） → 実態は「労働者」です → NO → 一人親方です（実態も事業主としての「請負」です） → YES → 2ページ参照

法人事業所 有価会社 等 5人以上 5人未満 個人事業所 常用労働者 5人未満

70歳未満 70歳以上 60歳未満 60歳以上 60歳未満 60歳以上 60歳未満 60歳以上 60歳未満 60歳以上 70歳未満 70歳以上

保険の種類		加入によるメリット		A		B		C		D		E		F		G		H		I		J		
労働保険	雇用保険	失業状態となった場合に次の仕事が見つかるまでの期間や、育児や介護のため仕事をすることができない場合に給付金を受け取ることができる。		雇用保険				(雇用保険)※5				日雇雇用保険				適用除外		国民健康保険 国民健康保険組合（後期高齢者）		協会けんぽ 健康保険組合 国民健康保険組合（後期高齢者）※6				
社会保険	医療保険（健康保険）	業務外での病気やケガにより仕事をするのができない場合に給付金を受け取ることができる。また、産前産後休業で給与が支払われない場合に給付金を受け取ることができる。		協会けんぽ 健康保険組合 国民健康保険組合（後期高齢者）※6				国民健康保険 国民健康保険組合（後期高齢者）				国民健康保険 又は 日雇特別被保険者												
	年金保険	老後に給付金を受け取ることができる老齢年金のほか、もしもの時のための障害年金や遺族年金など、家族の生活への保障もある。厚生年金は国民年金よりも給付金額や支給要件が手厚くなっている。		厚生年金 適用除外				国民年金 適用除外				国民年金 適用除外										国民年金 適用除外		
右表はガイドラインにおける「適切な保険」の範囲です。 「●」がついている保険について、作業員が適切な保険に加入しているかチェックしてください。 適切に加入していない場合：元請：下請に対して加入指導 下請：自社の労働者を加入させる				区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J										
				雇用保険	●	●	●	●	※7	※7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				医療保険	●	●	※7	※7	※7	※7	※7	※7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
				年金保険	●	—	※7	—	※7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

（参考） 労災保険 業務上や通勤途中のケガや病気に対して給付される。 元請が一括して加入（現場労災） 特別加入

※1 事業主と同居する家族従事者は、原則として国民健康保険、国民年金へ加入します。また、雇用保険は加入できず、労災保険は特別加入となります。
※2 アルバイトやパートタイムであっても、1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上の場合は協会けんぽや厚生年金への加入が必要です。
※3 短期間雇用者とは、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者です。
※4 日雇労働者とは、1ヶ月以内で1日単位の契約で雇用され、日々労働報酬を受け取る者です。
※5 1週間の労働時間が20時間以上で、1ヶ月以上引き続き雇用されることが見込まれる場合は雇用保険への加入が必要です。
※6 法人や常時5人以上使用する個人事業所であっても、健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入することが可能であり、ガイドライン上でも適切な保険として扱われます。
※7 これらの保険はガイドラインの対象とはしていませんが、法令により個人での加入が求められています。

* ガイドライン…「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」

■ 事業主に従業員を加入させる義務があるもの □ 個人で加入するもの

1 ページ

働き方チェックシート

「雇用」と「請負」の判断の参考としてください。

以下の設問で、あなたの働き方はどちらに近いですか？

一人親方であっても、実態として仕事の指示や指揮監督を受けていると、労働者に当たると判断され、会社で保険加入するべき場合がありますので、このチェックシートで確認してください。

Q1. 仕事先から意に沿わない仕事を頼まれたら、自分の判断で断る自由はありますか	仕事先：あなたに仕事を発注する会社	☐ 自分に断る自由はない	☐ 自分に断る自由がある
Q2. 仕事が早く終わった時に仕事先から予定外の仕事を求められた場合に断る自由はありますか		☐ 自分に断る自由はない	☐ 自分に断る自由がある
Q3. 仕事先の会社の就業規則など服務規律の適用を受けていますか		☐ 受けている	☐ 受けていない
Q4. 仕事先から仕事の就業規則（始業・終業）を決められていますか		☐ 仕事先から決められている	☐ 自分で決められる
Q5. 当日の仕事が早く終わった時に自分の判断で仕事を終えることはできますか		☐ 仕事を終えて良いかは仕事先の了解が必要	☐ 自分の判断で仕事を終えることができる
Q6. 仕事が早く終わった時に自分で見つけた他の現場の仕事を行うことができますか		☐ 別の現場での仕事を行うことは許されない	☐ 別の現場で仕事を行うこともできる
Q7. 仕事先からの工程調整上の指示や事故防止のための指示を除き、日々の仕事の内容は方法はどのように決めていますか		☐ 毎日細かな指示や具体的な指示を受けて働く	☐ 毎日の仕事量、配分や進め方は自分の裁量で判断している
Q8. あなたの都合が悪くなり、頼まれた仕事を代わりの者に行わせる場合はどのようにしていますか		☐ 会社が代わりの者を探す	☐ 自分の判断で代わりの者を探す
Q9. あなたの頼まれた仕事を代わりの者が行った場合の報酬（工事代金又は賃金）は仕事先から誰が受け取りますか		☐ 代わりをした者	☐ 自分
Q10. あなたの通常のミスやあなたの責任による作業遅延によって損害が生じた場合、誰がその損害を負担しますか		☐ 仕事を依頼した会社が負担する	☐ 自分が負担する
Q11. あなたが仕事で使う機械・器具（手元工具を除く）は誰が提供していますか		☐ 仕事を依頼した会社が提供する	☐ 必要な機械・器具は自分で持ち込む
Q12. あなたが仕事で使う材料は誰が提供していますか		☐ 仕事を依頼した会社が提供する	☐ すべて自分で調達する
Q13. あなたの報酬（工事代金又は賃金）はどのように決められていますか		☐ 一日あたりの単価など働いた時間による	☐ 工事の出来高見合い

左右で□が多くついた方はどちらですか

左に□が多い → 一人親方でない可能性が高い
右に□が多い → 一人親方の可能性が高い

※労働者性は総合的に判断されるため、左側に□が多くついたからといって、必ずしも労働者とは限りません。

労働者性が高い
（雇用されるべき労働者）

事業者性が高い
（一人親方）

2 ページ

事務連絡
平成30年1月26日

事務連絡
平成30年1月26日

各政令指定都市担当部局の長 殿

各都道府県担当部局の長 殿

国土交通省
土地・建設産業局
建設市場整備課

国土交通省
土地・建設産業局
建設市場整備課

工事施工を社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」の活用について

工事施工を社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」の活用について

国土交通省においては、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を目的として、平成24年度より、建設業における社会保険加入対策に取り組んでまいりました。

社会保険加入対策の一環として、国土交通省の直轄工事においては昨年4月より二次以下の下請企業についても社会保険加入企業に限定することとしたほか、昨年7月には公共工事標準請負契約約款を改正し、下請企業を社会保険加入企業に限定する規定を設けたところです。

請負契約により工事施工を下請企業も含め加入企業に限定する取組を行っている地方自治体の数は増加しておりますが、一方で、多くの地方自治体においてこうした取組が未だ実施されていない状況です。

社会保険に適切に加入した企業による工事施工の確保を図るため、今般、受注者から発注者に対して、工事の施工について社会保険加入企業に限定する旨を誓約した「誓約書」を提出する取組を開始することとし、別添のとおり建設業関係団体へ通知しました。

つきましては、未だ請負契約により工事施工を下請企業も含め加入企業に限定する取組を行っていない場合には、将来的には契約により加入企業に限定することも視野に、国土交通省において作成した誓約書のひな形を活用し、受注者に誓約書の提出を呼びかけ、提出された誓約書を受領するほか、工事施工期間中は元請企業に誓約書の写しを現場に掲示せるといった取組を実施いただきますよう、格段のご配慮をお願いいたします。

また、貴管下の市区町村への周知徹底をお願いいたします。

国土交通省においては、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を目的として、平成24年度より、建設業における社会保険加入対策に取り組んでまいりました。

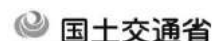
社会保険加入対策の一環として、国土交通省の直轄工事においては昨年4月より二次以下の下請企業についても社会保険加入企業に限定することとしたほか、昨年7月には公共工事標準請負契約約款を改正し、下請企業を社会保険加入企業に限定する規定を設けたところです。

請負契約により工事施工を下請企業も含め加入企業に限定する取組を行っている地方自治体の数は増加しておりますが、一方で、多くの地方自治体においてこうした取組が未だ実施されていない状況です。

社会保険に適切に加入した企業による工事施工の確保を図るため、今般、受注者から発注者に対して、工事の施工について社会保険加入企業に限定する旨を誓約した「誓約書」を提出する取組を開始することとし、別添のとおり建設業関係団体へ通知しました。

つきましては、未だ請負契約により工事施工を下請企業も含め加入企業に限定する取組を行っていない場合には、将来的には契約により加入企業に限定することも視野に、国土交通省において作成した誓約書のひな形を活用し、受注者に誓約書の提出を呼びかけ、提出された誓約書を受領するほか、工事施工期間中は元請企業に誓約書の写しを現場に掲示せるといった取組を実施いただきますよう、格段のご配慮をお願いいたします。

民間発注工事等における「誓約書」の活用①



参考資料

1. 現状

○ 発注者における加入企業に限定した取組の状況

公共

- ・ 国土交通省や一部の都道府県発注工事
→ 下請企業も含め社会保険*加入企業に限定することを発注者との契約において定めている。
- ・ 他の自治体発注工事(特に市町村)
→ 契約において加入企業に限定するに至っていない。
- ・ 平成29年7月の中央建設業審議会において、公共約款を改正し、社会保険加入企業に限定する規定を創設。

民間

- ・ 発注工事を加入企業に限定することを促す具体的な取組は行われていない。

* 社会保険…雇用保険、健康保険、厚生年金保険の3保険

2. 課題

- ・ 建設業のみならず全産業において、働き方改革の実現の観点から、労働関係法令を始め一層の法令遵守が求められている状況。
- ・ 加入企業に限定していない発注者の工事には、法令を遵守せず社会保険に加入していない企業が携わる可能性。
- ・ 発注者と受注者が連携して、社会保険の加入を進めていく取組が必要。

建設キャリアアップシステム

工事完了後であっても当該工事に従事した企業及び技能者の情報(社会保険の加入状況等)の確認が可能(現場のコンプライアンスやトレーサビリティの確保が可能)。

※ 平成30年秋から運用開始予定

(案)

- ・ 社会保険に適切に加入した企業による工事施工の確保を図るための取組として、受注者から発注者に対し、工事の施工について社会保険加入企業に限定する旨を約した「誓約書」を提出する。

事 務 連 絡
平成30年11月26日

民 間 発 注 者 団 体
(建設業社会保険推進連絡協議会オプザバー) 御中

国 土 交 通 省
土 地 ・ 建 設 産 業 局
建 設 市 場 整 備 課

工事施工を社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」の活用について
(協力依頼)

貴団体におかれましては、平素より、国土交通行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

国土交通省においては、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を目的として、平成24年度より、建設業における社会保険加入対策に取り組んできたところであります。

社会保険加入対策の一環として、国土交通省の直轄工事においては昨年4月より二次以下の下請企業についても社会保険加入企業に限定することとしたほか、昨年7月には公共工事標準請負契約約款を改正し、下請企業を社会保険加入企業に限定する規定を設けるなど、公共工事においては施工を社会保険加入企業に限定する取組が行われています。働き方改革実現の観点から労働関係法令を始め一層の法令遵守が求められる中、民間発注工事においても、発注者と受注者が連携して、社会保険加入推進の取組を進めていくことが必要であることから、今般、受注者から発注者に対し、工事の施工について社会保険加入企業に限定する旨を誓約した「誓約書」を提出する取組を開始することとし、別添のとおり建設業関係団体へ通知しました。

つきましては、傘下の会員企業に対し、取組の趣旨をご理解いただくともに、受注者から当該誓約書が提出された場合にはこれを受領いただく等ご協力いただきますよう、周知方よろしくお願いたします。

また、活用を更に進めるためには、発注者からの働きかけも重要となることから、必要に応じて、受注者に対し、誓約書の提出を呼びかけるといったご配慮をいただきますよう、あわせて周知方よろしくお願いたします。

引き続き、建設業における社会保険加入対策の趣旨についてご理解いただき、特段のご配慮を賜りますよう、お願いたします。

(1) 誓約書の活用方法

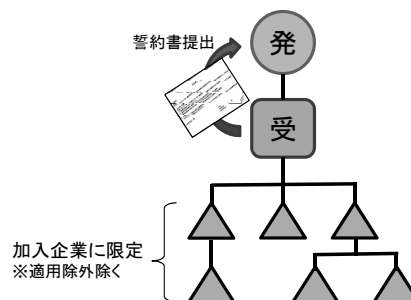
○誓約書のひな形の作成

- ・受注した工事において社会保険未加入企業を下請としないことを誓約する誓約書のひな形を作成。

○誓約書活用のイメージ

- ①受注者は、発注者に対し、誓約書を提出
- ②発注者は、提出された誓約書を受領
- ③受注者は、工事施工期間中、現場において誓約書の写しを掲示

※必要に応じ、発注者から受注者に対し、誓約書の提出を呼びかけるケースも想定



(2) 誓約書活用を促す取組

- ・国土交通省から、建設業関係団体に対して、発注者に対する誓約書の提出を推奨。
- ・また、主要な民間発注者団体や社会保険加入企業に限定する取組を実施していない地方公共団体に対し、提出された誓約書の受領等についての協力を呼びかけ。

誓約書(イメージ)

(発注者名) 殿

(工事名)

標記の工事においては、工事を施工する建設業者について社会保険関係法令の遵守を徹底する観点から、下記のことを誓約します。

記

次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く)をすべての回数において下請負人としません。

- (1)健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- (2)厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- (3)雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

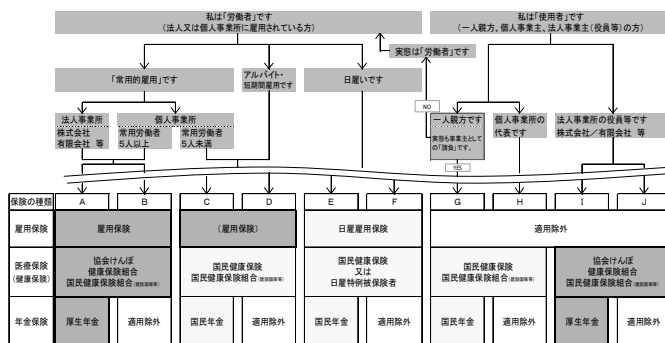
平成 年 月 日
(所在地)
(受注者名)

国土交通省

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲

事業所の雇用形態		労働保険		社会保険	
事業所の雇用形態 形態		雇用保険		健康保険 (いずれか加入)	
				厚生年金	
法人	1人～	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)	厚生年金
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	—	専業主、一人雇用	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

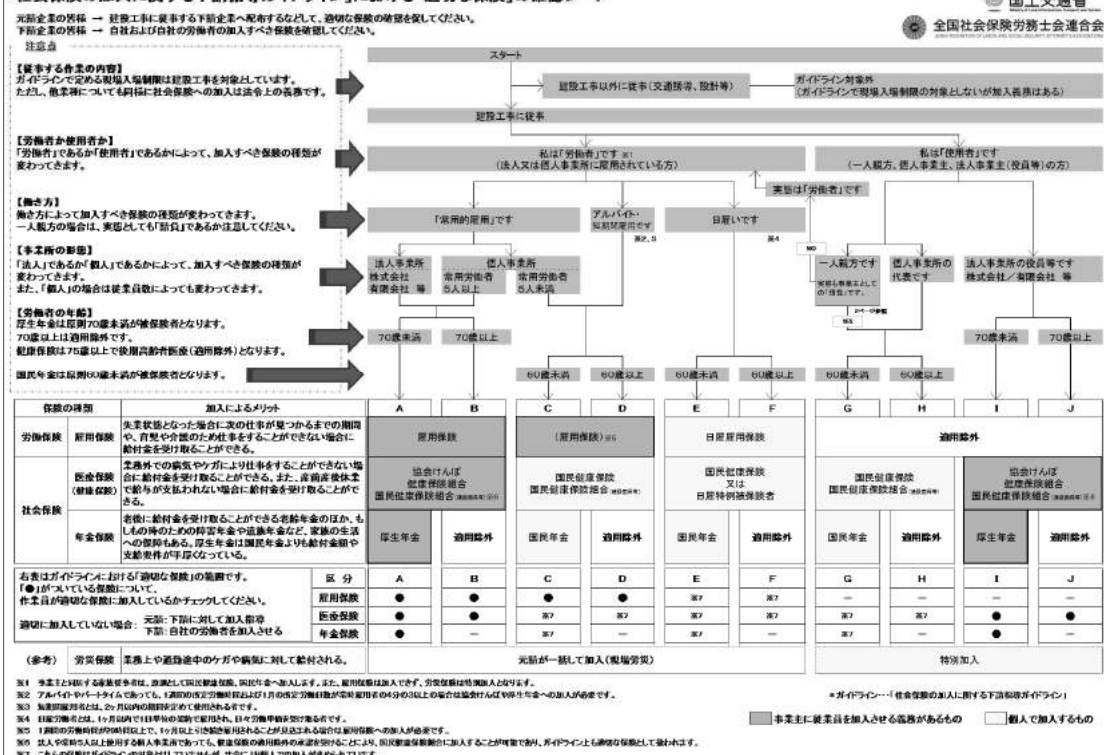
・下請企業は、自社及び自社の労働者の加入すべき保険を確認



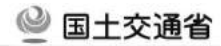
＝ガイドラインにおける「適切な保険」の範囲

 国土交通省

国土交通省
全国社会保険労務士会連合会



「適切な保険」を確認するためのフローチャートの活用③



働き方チェックシート

「雇用」と「請負」の判断の参考とください。

以下の設問で、あなたの働き方はどちらに近いですか？

Q1. 仕事先から意に沿わない仕事を頼まれたら、自分の判断で断る自由はありますか？

Q2. 仕事が早く終わった時などに仕事先から予定外の仕事を求められた場合に断る自由はありますか？

Q3. 仕事先の会社の就業規則など勤務規律の適用を受けていますか？

Q4. 仕事先から仕事の就業規則(始業・終業)を決められていますか？

Q5. 当日の仕事が早く終わった時に自分の判断で仕事を終えることはできますか？

Q6. 仕事が早く終わった時に自分で見つけた他の現場の仕事をすることができますか？

Q7. 仕事先からの工程調整上の指示や事故防止のための指示を除き、日々の仕事の内容は方法はどのように決めていますか？

Q8. あなたの都合が悪くなり、頼まれた仕事を代わりの者に行わせる場合はどのようにしていますか？

Q9. あなたの頼まれた仕事を代わりの者が行った場合の報酬(工事代金又は賃金)は仕事先から誰が受け取りますか？

Q10. あなたの通常のミスやあなたの責任による作業遅延によって損害が生じた場合、誰がその損害を負担しますか？

Q11. あなたが仕事で使う機械・器具(手元工具を除く)は誰が提供していますか？

Q12. あなたが仕事で使う材料は誰が提供していますか？

Q13. あなたの報酬(工事代金又は賃金)はどのように決められていますか？

一人取方であっても、実質として仕事の指示や指揮監督を受けていると、労働者に当たると判断され、会社で保険加入するべき場合がありますので、このチェックシートで確認してください。

自分に断る自由はない

自分に断る自由がある

自分に断る自由はない

自分に断る自由がある

受けている

受けていない

仕事先から決められている

自分で決められる

仕事を終えて良いかは仕事先の了解が必要

自分の判断で仕事を終えることができる

別の現場での仕事を行うことは許されない

別の現場で仕事を行うこともできる

毎日細かな指示や具体的な指示を受けて働く

毎日の仕事量、配分や進め方は自分の裁量で判断している

会社が代わりの者を探す

自分の判断で代わりの者を探す

代わりをした者

自分

仕事を依頼した会社が負担する

自分が負担する

仕事を依頼した会社が提供する

必要な機械・器具は自分で持ち込む

仕事を依頼した会社が提供する

すべて自分で調達する

一日あたりの単価など働いた時間による

工事の出来高見合い

左右で☑が多かった方はどちらですか

左に☑が多い → 一人親方でない可能性が高い
右に☑が多い → 一人親方の可能性が高い

※労働者性は総合的に判断されるため、左側に☑が多かったからといって、必ずしも労働者となるとは限りません。

労働者性が高い
(雇用されるべき労働者)

事業者性が高い
(一人親方)

都道府県社会保険労務士会相談窓口

P1「確認シート」やP2「働き方チェックシート」に関する疑問は社会保険労務士会の下記相談窓口をご利用ください。
その他、社会保険の制度で分からないことがあれば、下記リストから最寄りの社会保険労務士会へお尋ねください。



平成29年9月末現在

社会保険労務士会	所在地	電話番号	FAX番号
1 北海道	〒064-0804 札幌市中央区南4条西11丁目 サンエー南四条ビル2F	011-520-1951	011-520-1952
2 青森県	〒030-0802 青森市本町5-5-6	017-773-5179	017-775-1428
3 岩手県	〒020-0821 盛岡市山王町1-1	019-651-2373	019-651-7841
4 宮城県	〒980-0014 仙台市青葉区本町1-9-5 五城ビル4F	022-223-0573	022-223-0874
5 秋田県	〒010-0821 秋田市内大町3-2-44 大町ビル3F	018-863-1777	018-863-1839
6 山形県	〒990-0039 山形市香澄町3-2-1 山交ビル8F	023-631-2959	023-631-2981
7 福島県	〒960-8252 福島市御山宇三本松19-3 第2信夫プラザ2F	024-535-4430	024-534-5432
8 茨城県	〒311-4152 水戸市河和田1-2470-2	029-350-4864	029-350-3222
9 栃木県	〒320-0851 宇都宮市鶴田町3492-46	028-647-2028	028-647-2007
10 群馬県	〒371-0846 前橋市元総社町528-9	027-253-5621	027-253-5679
11 埼玉県	〒330-0015 さいたま市浦和区高砂1-1-1 朝日生命浦和ビル7F	048-826-4864	048-826-4866
12 千葉県	〒280-0015 千葉市中央区富士見2-7-5 富士見ハイネスビル7F	043-223-0002	043-223-8005
13 東京都	〒101-0062 千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ アカデミア4F	03-5289-0751	03-5289-8820
14 神奈川県	〒231-0016 横浜市中区真砂町4-43 木下商事ビル4F	045-640-0245	045-682-9220
15 新潟県	〒950-0087 新潟市中央区東大通2-3-26 プレイス新潟1F	025-250-7759	025-250-7769
16 富山県	〒930-0018 富山市千歳町1-6-18 河口ビル2F	076-441-0432	076-441-0255
17 石川県	〒921-8002 金沢市玉錦2-502 エーブル金沢ビル2F	076-291-5411	076-291-5415
18 福井県	〒910-0005 福井市大手3-7-1 織協ビル3F	0776-21-8157	0776-21-8103
19 山梨県	〒400-0805 甲府市酒折1-1-11 日星ビル2F	055-244-6064	055-244-6065
20 長野県	〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-14 JAながの会館3F	026-223-0811	026-267-6225
21 岐阜県	〒500-8382 岐阜市萩田東2-11-11	058-272-2470	058-272-2910
22 静岡県	〒420-0833 静岡市葵区東鷹匠町9-2	054-248-1100	054-247-4795
23 愛知県	〒456-0032 名古屋市熱田区三本松町3-1	052-889-2800	052-889-2803
24 三重県	〒514-0002 津市島崎町255	059-228-4994	059-224-0327
25 滋賀県	〒520-0862 大津市打出浜2-1「コロボ」が21」6F	077-526-3760	077-526-1800
26 京都府	〒602-0939 京都市上京区今出川通新西入弁財天町332	075-417-1881	075-417-1880
27 大阪府	〒530-0043 大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館	06-4800-8188	06-4800-8177
28 兵庫県	〒650-0011 神戸市中央区下山手通7-10-4 兵庫県社会保険労務士会館	078-360-4864	078-360-1588
29 奈良県	〒630-8325 奈良市西木辻町343-1 奈良県社会保険労務士会館	0742-23-6070	0742-23-6071
30 和歌山県	〒640-8317 和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター1F	073-425-6584	073-431-3829

社会保険労務士会	所在地	電話番号	FAX番号
31 鳥取県	〒680-0845 鳥取市富安1-152 田中ビル1号館4F	0857-26-0835	0857-26-2101
32 島根県	〒690-0886 松江市母衣町55-4 松江商工会館所ビル6F	0852-26-0402	0852-26-0412
33 岡山県	〒700-0815 岡山市北区野田屋町2-1-13 旧岡山山あおば生命ビル7F	086-226-0164	086-226-0180
34 広島県	〒730-0015 広島市中区橋本町10-10 広島インテスビル5F	082-212-4481	082-212-4482
35 山口県	〒753-0074 山口市中央4-5-16 山口県商工会館2F	083-923-1720	083-923-9802
36 徳島県	〒770-0865 徳島市南末広町5-9-8 徳島経済産業会館(KIZUNAプラザ)2F	088-654-7777	088-654-7780
37 香川県	〒760-0006 高松市亀岡町1-60 エスアールビル4F	087-862-1040	087-862-6733
38 愛媛県	〒790-0813 松山市宣町4-6-3	089-907-4864	089-923-1133
39 高知県	〒780-8010 高知市横溝通2-8-20 モリタビル2F	088-833-1151	088-833-1156
40 福岡県	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-5-28 博多信成ビル3F301号	092-414-6775	092-414-6786
41 佐賀県	〒840-0843 佐賀市川原町8-27 平和会館内	0952-26-3946	0952-26-4107
42 長崎県	〒850-0027 長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3FB	095-821-4454	095-821-2515
43 熊本県	〒860-0801 熊本市中央区安政町8-16 村瀬海運ビル7F	096-324-1124	096-324-1208
44 大分県	〒870-0021 大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル4F	097-536-5437	097-536-5447
45 宮崎県	〒880-0878 宮崎市大和町83-2 鮫島ビル1F	0985-20-6160	0985-60-3870
46 鹿児島県	〒890-0056 鹿児島市下荒田3-44-18 のせビル2F	099-257-4827	099-257-2219
47 沖縄県	〒900-0032 那覇市松山2-1-12 合人社那覇松山ビル6F	098-863-3180	098-863-3563

★ 47都道府県社会保険労務士会が窓口となり、建設企業の皆様から社会保険加入等に関する相談を受け付け、社会保険労務士が無料で電話相談に応じます。

【ご利用方法】

- ① 最寄りの都道府県社会保険労務士会にご連絡下さい
- ② 都道府県社会保険労務士会が選任した社会保険労務士から折り返しのご連絡の中で、ご相談に対応いたします
(※原則、コールバックで対応。訪問対応に係る費用については、個別にご相談下さい。)

事 業 報 告

国際部活動報告

部員 西澤秀友

1. 入管窓口での無料相談会

平成29年11月6日、東京入国管理局長野出張所において、窓口来訪者に対する無料相談会（申請・届出手続のサポート）を行いました。

手続のサポートに対しては、報酬や個人情報の流失を警戒する外国人が多く、個々に申請取次行政書士としての広報活動である旨の説明をしてからの相談開始でした。

来訪者が集中した時間帯には、3名の部員でも対応しきれなく、記帳台でお待ちいただいたケースもありました。

終了後出張所長からは窓口の混雑緩和に対し、お礼の言葉を頂戴しました。

日本語の読み書きが難しいにもかかわらず、事前の準備もなく窓口に来訪し、申請・届出をしようとする外国人の行動に対し、記帳台横の壁に貼っていただいている行政書士ポスターの無力さを痛感しました。

2. 入管所長・法務局課長講師の研修会

平成29年12月5日、東京入国管理局長野出張所長と、長野地方法務局戸籍課長を講師とした研修会を、会館3階会議室にて行いました。

小久保長野入管出張所長からは、法改訂後間もないタイムリーな話題として、技能実習制度についての申請手続きを解説・ご指導いただきました。

また、長野入管出張所における取扱業務もご説明いただき、再確認の機会となりました。



小久保長野入管出張所長

上遠野戸籍課長からは、国籍法の変遷と外国人が国籍取得をするうえでの注意点を解説・ご指導いただきました。

六法を開きながらの解説で、受講者としての心構えについてもチクリとご指導いただきました。

各講師に出席会員から5問ずつの質問がありました。

答え難い突っ込んだ質問には、「それなり」のご対応をいただきました。

両講師をお迎えしての恒例の研修会ですが、今回は山梨会との共催として行いました。

山梨会からの9名を合わせ、計42名の会員に参加いただきました。



上遠野戸籍課長

S B C ラジオカーが来館しました

広報監察部長 吉田 靖史

2月14日に、長野地域のラジオ周波数1098 kHz と同じ数字のナンバープレートの真っ赤な S B C ラジオカーが、今年も行政書士会館にやってきました。



ラジオカー

平日の9:05から12:54に放送されているS B C ラジオ「坂ちゃんのずくだせえぶりでい」の生放送中に、長野ラジオカーレポーターとして各地から中継している美斉津千夏さんによるインタビューが行われました。

取材には当会の山本会長が対応し、まずは行政書士の業務の説明から始まり、2月22日の「行政書士記念日」に併せて各支部で行われる無料相談会についてお知らせをしました。

最近話題の「終活」にかかわる遺言や相続、6月施行の「民泊新法」についてお話しした後、行政書士会連合会公式キャラクター「ユキマサくん」へ話題は移り、約7分の生中継が終了しました。



美斉津さんと

山本会長から話題に上った「ユキマサくん」グッズを美斉津さんへお贈りしました。今日も「ユキマサくん」は美斉津さんと共に長野各地を巡っていることでしょう…。

県警察本部担当官との風俗関係懇談会開催報告

環境生安部 柳澤 誠

環境生安部では、去る2月20日（火）に長野県警察本部生活安全企画課許認可事務室担当官と本会担当役員による風俗営業関係懇談会を開催しました。本会よりは山本会長、吉田副会長、環境生安部員が参加しました。

昨年県内での風俗営業新規許可件数は121件、そのうち行政書士が関与する申請は8～9割（残りは本人申請で申請人が補正の為、窓口にて数度の行き来し苦労されているとのこと）で、行政書士関与の申請業務については大きな問題もなく適正に申請が行われている旨のお話がありました。当会からは各支部担当部会長より申し出頂いた要望事項の伝達と法制度改正や問題発生時の連絡体制の構築を提案いたしました。

このように関係機関の幹部担当官が本会会館に直接お越しいただき、忌憚のない意見交換ができることは、本会会員の皆様の適正な申請業務への信頼と歴代役員による交流の積み重ねによるもので大変ありがたく、これからも継続発展させていきたいと考えております。



国際部「事例研究会」報告

国際部 春日博幸

平成30年3月2日、長野県行政書士会館において毎年恒例となっている長野県国際部主催の『事例研究会』が行われました。長野会から20名、関東地方協議会連絡会の国際業務連絡会から18名の先生方もお越しいただき「不許可・不交付など残念な結果になった事例こそ、学べることが多い」という趣旨から、今年は14名の先生方から発表してもらうことになりました。

午後1時30分から5時までの研修会は、休憩時間を設けず立て続けに発表していただくのですが、毎年白熱した質疑応答が繰り広げられます。時間が足りなくなりそうところを時間内に納めるのが進行係の力量なのですが、今年は時間が全く足りなくなり、3名の先生方の事例が未発表になってしまいました。せっかく事例を準備していただいた3名の先生方、並びに、発表をお聞きするのを楽しみに待っておられた先生方に失望と多大なご迷惑をおかけしてしまいました。誠に申し訳ございませんでした。この場をお借りし心よりお詫び申し上げます。



この事例研究会は20年ほど前から続いてきているものだと思いますが、当初は、長野会だけで行われていました。それが徐々に拡がり現在の形になっています。一人が経験する事例は限られるものです。多くの皆さまの事例を持ち寄り、その問題点や対処の仕方を議論することは、今後の業務に必ず生かされるものだと思います。

私が初めて参加させていただいた時、事例を発表される先生方の惜しげも無く、成功例、失敗例、業務のノウハウまでも披露されている姿に大変感銘を受けました。「新しい業務だから、みんなで成長していかなくていけない。それが我々行政書士のためでもあるし、何より外国人のためだ。」とおっしゃっていた先生がいらっしゃいました。その精神は今でも長野会国際部には息づいています。わが国の国際化は今後も益々進展していくことでしょう。それに伴い、業務分野は拡大し、複雑化していくことは間違いありません。引き続き、外国人のことは行政書士に。という認知度が深まるように今後も努力していかなければならないと感じた事例研究会でした。最後になりましたが、発表していただいた先生方、参加いただいた先生方本当にありがとうございました。



お知らせ

「コスモスしなの」より市民公開講座のお知らせ

みんなで考える成年後見～将来の安心のために～

(一社)コスモス成年後見サポートセンター長野県支部(コスモスしなの)は、来る4月22日(日)に県本会の後援をいただき、松本市との共催で市民公開講座「みんなで考える成年後見～将来の安心のために～」を開催いたします。

この講座は、広く一般市民の皆様へ「成年後見制度」についての正しい知識を学んでいただき、今抱えている問題や将来への不安に対処し、備えるためのひとつの手段として、成年後見制度について考えていただくという企画です。講座後には無料相談会の時間も設けました。詳細は以下の通りです。

コスモスしなの市民公開講座開催概要

テーマ：みんなで考える成年後見
～将来の安心のために～

開催日：2018年4月22日(日)

場所：なんなん広場

(松本市松南地区公民館 大会議室)

長野県松本市芳野4番1号

時間：第1部 市民公開講座

13:30～14:30

第2部 無料相談会

14:30～16:30

講師：宮澤優一(松本支部)

共催：松本市

後援：長野県行政書士会

市民公開講座 共催：松本市 後援：長野県行政書士会 無料相談会

みんなで考える成年後見

～将来の安心のために～

こんな方に…

- ☒ 認知症への備えを考えたい方
- ☒ 自分の親に何かあった時に備えたいと思う方
- ☒ 障がいのあるお子様の親亡き後のことが気がかりな方
- ☒ 独身で身寄りがなく老後が心配な方
- ☒ 成年後見制度だけでなく、相続対策や遺言についても相談したい方

開催日 2018年 4/22 日 13:30～

第1部 13:30～14:30 市民公開講座

第2部 14:30～16:30 無料相談会

【場所】なんなん広場
(松本市松南地区公民館 大会議室)
所在地：〒389-0002 長野県松本市芳野4番1号
電話：0263-26-1083

【講師】行政書士 宮澤 優一

成年後見制度に関するお問い合わせ

一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター

長野県支部 TEL.026-227-8106
イベントに関するお問い合わせ TEL.0263-88-3371 支所

「コスモスしなの」の現在の会員数は34名(平成29年7月31日現在)で、受託件数は法定後見が38件、任意後見が12件(平成29年7月1日現在)となっています。

昨年は、県本会及び各支部の協力をいただいての県内各地の関係諸機関(家裁、市区町村担当課、地域包括支援センター、社会福祉協議会等)への訪問、5月に市民公開講座、6月と8月に福祉専門職員向けのセミナーを開催しました。一般社団法人となってから5年目に入る組織ですが、成年後見業務における行政書士の認知度向上のために地道な活動を日々続けています。

成年後見業務は、本人の財産管理をしながらその生活状況を見守り、必要に応じて医療・介護・福祉などのサービスを受けるための契約等の法律行為の支援を行います。その活動は支援の必要な人の役に立つやりがいのある仕事であるとともに、行政書士の社会貢献活動として知名度向上に寄与する重要な活動です。

ぜひこの機会に、身近な方をお誘いの上今回の市民公開講座にご来場いただければ幸いです。

平成30年 3月30日

長野県行政書士会会員 各位

(一社) コスモス成年後見サポートセンター

長野県支部 支部長 大槻四郎

コスモス成年後見サポートセンター入会前研修会のご案内

コスモス成年後見サポートセンター入会には、以下の研修5回すべてを受講していただくことが必要となります。なお、1回から4回は、長野会場、伊那会場どちらかへ御出席ください。ご理解の程よろしくお願いいたします。

1. 入会前研修会日程

(長野会場)

	研 修 日	研 修 内 容	会 場
1 回	平成30年 6月2日(土)	9:30~9:50 ガイダンス 10:00~12:30 テーマ:行政書士と成年後見活動(倫理) 13:30~17:00 テーマ:成年後見制度概論	長野県行政書士会館 長野市南県町1009番地 3 TEL 026-224-1300
2 回	平成30年 6月3日(日)	9:30~12:30 テーマ:法定後見制度について 13:30~17:00 テーマ:任意後見制度について	長野県行政書士会館 長野市南県町1009番地 3 TEL 026-224-1300
3 回	平成30年 6月16日(土)	9:30~12:30 テーマ:高齢者福祉の基礎、障がい者福祉の基礎 13:30~17:00 テーマ:身上看護の実務、認知症に関する基礎理解	長野県行政書士会館 長野市南県町1009番地 3 TEL 026-224-1300
4 回	平成30年 6月17日(日)	9:30~12:30 テーマ:財産管理の実務 知的障がい及び精神障がいに関する基礎理解 13:30~17:00 テーマ:成年後見制度に関わる諸制度	長野県行政書士会館 長野市南県町1009番地 3 TEL 026-224-1300
5 回	平成30年 6月30日(土)	9:30~12:30 テーマ:事例研修(法定後見) 13:30~15:00 テーマ:事例研修(任意後見) 15:30~16:30 効果測定	長野県行政書士会館 長野市南県町1009番地 3 TEL 026-224-1300

(伊那会場)

	研 修 日	研 修 内 容	会 場
1 回	平成30年 6 月 9 日(土)	9:30~9:50 ガイダンス 10:00~12:30 テーマ:行政書士と成年後見活動(倫理) 13:30~17:00 テーマ:成年後見制度概論	伊那市生涯学習センター (いなっせ) 伊那市荒井3500番地 1 TEL 0265-78-5801
2 回	平成30年 6 月10日(日)	9:30~12:30 テーマ:法定後見制度について 13:30~17:00 テーマ:任意後見制度について	伊那市生涯学習センター (いなっせ) 伊那市荒井3500番地 1 TEL 0265-78-5801
3 回	平成30年 6 月23日(土)	9:30~12:30 テーマ:高齢者福祉の基礎、障がい者福祉の基礎 13:30~17:00 テーマ:身上看護の実務、認知症に関する基礎理解	伊那市生涯学習センター (いなっせ) 伊那市荒井3500番地 1 TEL 0265-78-5801
4 回	平成30年 6 月24日(日)	9:30~12:30 テーマ:財産管理の実務 知的障がい及び精神障がいに関する基礎理解 13:30~17:00 テーマ:成年後見制度に関する諸制度	伊那市生涯学習センター (いなっせ) 伊那市荒井3500番地 1 TEL 0265-78-5801

※ 全講義、コスモス作成のDVDでの研修となります。

※ 会場が変更になる場合があります。その場合は受講者に事前に連絡いたします。

2. コスモス入会基準

- (1) 入会前研修を受講し、効果測定に合格すること。
- (2) 行政書士法第2条の2に定める欠格事由に該当しないこと。
- (3) 県行政書士会から過去2年間訓告相当以上の処分を受けていないこと。
- (4) 県行政書士会会費を6ヶ月以上滞納した者として会費滞納者リストに過去1年間登載がないこと。
- (5) 成年後見賠償責任保険に会員である期間、継続して加入していること。

(コスモス成年後見サポートセンター正会員入会に関する規則より抜粋)

3. コスモス入会金・年会費

入 会 金	10,000円
年 会 費	24,000円

4. 研修会申込要領

【申 込 方 法】下記の申込票に必要事項を記入の上、長野県行政書士会事務局まで
お申込下さい。F A X : 0 2 6 - 2 2 4 - 1 3 0 5

【申 込 締 切】平成30年5月11日（金）までに申込み下さい。

【研修費・テキスト】第1回研修会時に申し受けます。

研 修 費 10,000円

テキスト代 3,000円

コスモス成年後見サポートセンター入会前研修会 申込票

ふりがな 氏 名		TEL	
		携帯	
事務所住所	〒	FAX	
		e-mail	
生年月日 (西暦)	19 年 月 日生	行政書士 登録番号	

F A X 番 号 0 2 6 - 2 2 4 - 1 3 0 5

※ 申込みは枠内に必要事項をご記入の上、上記の宛先まで F A X をお願いします。

※ 締め切り：平成30年5月11日（金）



一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター

【コスモス成年後見サポートセンターとは】

日本行政書士会連合会を母体として平成22年8月に設立された、全国の行政書士のうち、成年後見に関する十分な知識・経験を有する者を正会員として組織する一般社団法人です。

ご高齢の方、障がいのある方が、ご自身の意思に基づいて、安心してその人らしい自立した生活が送れるよう、財産管理、身上監護を行ってサポートします。このことにより、権利の擁護及び福祉の増進に寄与し、個人の尊厳が保持されることを目的として設立されました。

コスモス成年後見サポートセンターでは毎年研修を行い、会員の資質の向上に努めています。また、会員の指導・監督を徹底するとともに、万が一に備えて、会員全員が成年後見賠償責任保険に加入しています。

所定の研修を終えた会員を、各地の家庭裁判所に、後見人等候補者名簿を調製し、搭載して提出しております。また、成年後見制度利用促進法に基づく各市町村の中核機関造りの活動に実働部隊として参画し、成年後見制度利用促進のための研修会講師としても活動していただいております。

定款等の情報はコスモス成年後見サポートセンターのホームページをご覧ください。

<http://www.cosmos-sc.or.jp/>

入会の詳細につきましては、別紙にてご案内いたします。なお、入会には原則として入会前研修の受講等が必要となります。

以上、コスモスの目的にご賛同いただける方の入会をお待ちしております。

平成29年度行政書士試験結果について

平成29年度の行政書士試験結果については、下記のとおりです。

	受験申込者数	受験者数	合格者数	合格率
長野県	632	487	70	14.4%
全国	52,214	40,449	6,360	15.7%

平成30年度 定時総会・定期大会のご案内

長野県行政書士会・長野県行政書士政治連盟では、平成29年度の事業報告、決算報告及び平成30年度の事業計画、予算案などについて審議するため、下記のとおり定時総会・定期大会を開催しますので、各支部の代議員の方の出席をお願いします。

日 時 平成30年5月25日（金）午後1時30分～（予定）

場 所 ホテル国際21
長野市県町576（TEL：026－234－1111）

幹 旋 物 一 覧

品 名	価 格	備 考
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	2,650円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	2,650円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。 送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000円	〃
新会社法 パート 2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃

長野県収入証紙の販売について

本会では、長野県収入証紙を販売しております。

購入方法は、事務局へお申し込みをいただき、現金又は請求払いの何れかの方法で購入していただけます。

購入方法等の詳細については、長野県収入証紙売りさばき取扱規程をご覧ください。か、事務局にお問い合わせください。

なお、年間10万円以上購入されますと、年度末に約1パーセントを還元しておりますので是非御利用をお願いします。

行政書士法制定60周年記念DVDの注文

行政書士のPR用DVDの注文を受け付けます。地域の福祉活動に又ご自分の職域の確保に、「相続」が「争族」にならないようにとわかり易い内容となっています。

申し込みは、1部1,000円、送料は別となります。

(FAX 026-224-1305)



1部 1,000円
(送料 別)

----- 申 込 書 -----

支 部

氏 名

部購入 (送料は自己負担)

会 議 報 告

□ A D R 特別委員会

- 1 と き 平成30年1月17日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶委員
- 4 会議事項
 - (1) 各種規程の確認作業
 - (2) その他

□ 日本公認会計士協会東京会長長野県会賀詞交歓会

- 1 と き 平成30年1月18日(木)
- 2 と ころ 長野市、ホテルメトロポリタン長野
- 3 出 席 者 赤羽副会長

□ 神奈川会新年賀詞交歓会

- 1 と き 平成30年1月23日(火)
- 2 と ころ 横浜市、横浜ロイヤルパークホテル
- 3 出 席 者 赤羽政連副会長

□ 研修部研修会

- 1 と き 平成30年1月24日(水)
- 2 と ころ 松本市、ホテルモンターニュ松本
- 3 出 席 者 山本会長、荻原部長、永村副部長、渡邊、二瓶、岡田各部員、各部長・委員長、新規登録者31名、会員15名
- 4 内容・講師
 - (1) 行政書士法について・渡邊部員
 - (2) コンプライアンスについて・岡田部員
 - (3) コンプライアンスについて+ a (弁護士と対談)・永村副部長
 - (4) 「行政書士は儲かる？」(パネルディスカッション)
- 5 特別講演会・講師

「法律家として活躍できる行政書士」・「東京2020への覚悟」・元法務大臣／公益社団法人日本トライアスロン連合会長 岩城光英氏

□ 山梨会新年賀詞交歓会

- 1 と き 平成30年1月24日(水)
- 2 と ころ 甲府市、ベルクラシック甲府
- 3 出 席 者 赤羽政連副会長

□ W E B システム制作業務委託打合せ会議

- 1 と き 平成30年1月29日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、荻原研修部長、吉田広報監察部長、鈴木広報監察副部長
- 4 会議事項
 - (1) 契約内容の最終確認について
 - (2) その他

□ 農林建設部研修会

- 1 と き 平成30年1月31日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 松島部長、小島、山田各部員、会員11名
- 4 研修内容 農地法業務並びに関連法令に係る手続き俯瞰
- 5 講 師 小島農林建設部員

□ 第1回関東地方建設業社会保険推進連絡協議会

- 1 と き 平成30年2月1日(木)
- 2 と ころ さいたま市、さいたま新都心合同庁舎
- 3 出 席 者 松島農林建設部長
- 4 議 事 平成29年度の取組、社会保険加入等の状況、今後のスケジュールについて ほか

□阿部知事を囲む政経懇談会

- 1 と き 平成30年2月6日(火)
- 2 と ころ 長野市、ホテルメトロポリタン長野
- 3 出 席 者 宮下総務部長

□農林建設部研修会

- 1 と き 平成30年2月8日(木)
- 2 と ころ 塩尻市、えんぱーく塩尻
- 3 出 席 者 荻原副会長、松島部長、常盤副部長、山田、小島各部員、会員21名
- 4 研修内容 農地法業務並びに関連法令に係る手続き俯瞰
- 5 講 師 小島農林建設部員

□農林建設部会

- 1 と き 平成30年2月8日(木)
- 2 と ころ 塩尻市、えんぱーく塩尻
- 3 出 席 者 荻原副会長、松島部長、常盤副部長、山田、小島各部員
- 4 会議事項
 - (1) 平成30年度事業計画(案)及び予算(案)について
 - (2) その他

□長野県議会議員たかしま陽子県政報告会

- 1 と き 平成30年2月10日(土)
- 2 と ころ 長野市、ホテルメトロポリタン長野
- 3 出 席 者 山本会長

□広報監察部会

- 1 と き 平成30年2月16日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 吉田部長、長田、鈴木各副部長、宇賀神、土屋、五味、茂住各部員
- 4 会議事項
 - (1) 平成30年度事業計画(案)及び予算(案)について

- (2) 会報139号について
- (3) その他

□支部国際部会長連絡会議

- 1 と き 平成30年2月16日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽部長、春日副部長、西澤部員、齋藤、片桐、三浦、古谷各部会長
- 4 会議事項
 - (1) 平成30年度事業計画について
 - (2) 各支部の事業計画等について
 - (3) その他

□栃木会新年賀詞交歓会

- 1 と き 平成30年2月16日(金)
- 2 と ころ 宇都宮市、ホテル東日本宇都宮
- 3 出 席 者 山本会長

□平成29年度外国人住民相談員研修会

- 1 と き 平成30年2月19日(月)
- 2 と ころ 長野市、長野県庁西庁舎
- 3 出 席 者 吉田副会長(講師)
- 4 講義内容 在留資格最近の動向及び相談事例等

□風俗営業許可申請関係意見交換会及び部会

- 1 と き 平成30年2月20日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、吉田副会長、柳澤部長、島田副部長、八幡部員
- 4 県 警 生活安全部付兼許可事務担当室長 二宮利清様、生活安全企画課課長 補佐 小島伸之様、同風俗営業係長 下山弘嗣様
- 5 会議事項
 - (1) 平成29年度事業計画(案)及び予算(案)について
 - (2) その他

□連輸交通部会

- 1 と き 平成30年2月20日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 赤羽副会長、大槻部長、中塚副部長、良川部員
- 4 会議事項
 - (1) 平成30年度事業計画(案)及び予算(案)について
 - (2) 平成29年度末における長野運輸支局・松本自動車検査登録事務所に対する窓口相談員の派遣について
 - (3) その他

□研修部会

- 1 と き 平成30年2月21日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 萩原部長、永村副部長、渡邊、岡田各部員
- 4 会議事項
 - (1) 平成30年度事業計画(案)及び予算(案)について
 - (2) その他

□研修部法務部共催「特定行政書士の実務」研修会

- 1 と き 平成30年2月21日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 萩原、岡田各部長、木下副部長、渡邊、榎原各部員、会員7名
- 4 内 容
 - (1) 要件事実、民事事実認定の基礎
 - (2) 書式例
 - (3) 特定行政書士のコンプライアンス等
- 5 講 師
法務部長 岡田忠興先生(特定行政書士、民事調停委員、司法委員)

□第2回無料相談会

- 1 と き 平成30年2月22日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館

- 3 出 席 者 萩原副会長、岡田部長、木下副部長、榎原、小林各部員
- 4 相談件数 対面3件、電話2件

□法務部会

- 1 と き 平成30年2月22日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 萩原副会長、岡田部長、木下副部長、榎原、小林各部員
- 4 会議事項
 - (1) 平成30年度事業計画(案)及び予算(案)について
 - (2) その他

□茨城会新春交流会

- 1 と き 平成30年2月22日(木)
- 2 と ころ 水戸市、水戸京成ホテル
- 3 出 席 者 吉田副会長

□第1回ADR実践模擬調停研修会

- 1 と き 平成30年2月23日(金)
- 2 と ころ 松本市、松本市駅前会館
- 3 出 席 者 和田委員長、深澤委員長、二瓶委員、手続実施者6名
- 4 内 容 模擬調停2題(自転車、愛護動物)

□総務部会

- 1 と き 平成30年2月26日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、宮下部長、佐藤副部長、関、佐藤各部員
- 4 会議事項
 - (1) 平成30年度事業計画と予算について
 - (2) その他

□関地協東京入管との連絡会議

- 1 と き 平成30年2月27日(火)
- 2 と ころ 東京都、日行連
- 3 出 席 者 赤羽国際部長
- 4 議 題
 - (1) 各部門における審査等の状況について

- (2) 研修会への講師の派遣について
- (3) 無料相談会の開催報告及び来年度の開催について
- (4) その他

□関地協風俗営業業務連絡会

- 1 と き 平成30年2月27日(火)
- 2 と ころ 東京都、東京都行政書士会
- 3 出席者 柳澤環境生安部長
- 4 議 題
 - (1) 各都県における風俗営業業務の情報交換
 - (2) 連絡会の今後の運営方針について
 - (3) その他

□国際部会

- 1 と き 平成30年2月28日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽部長、春日副部長、西澤部員
- 4 会議事項
 - (1) 3月2日国際部研修会(事例研究会)について
 - (2) その他

□正副会長会

- 1 と き 平成30年3月2日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、吉田、赤羽、荻原各副会長、宮下総務部長
- 4 会議事項
 - (1) 平成30年度予算(案)について
 - (2) その他

□国際部研修会(事例研究会)

- 1 と き 平成30年3月2日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽部長、春日副部長、西澤部員、会員17名、他県18名

□日行連OSS担当者会議

- 1 と き 平成30年3月2日(金)
- 2 と ころ 新潟市、新潟県行政書士会館
- 3 出席者 大槻部長、中塚副部長、良川部員、長野支部松島良文会員

□日行連関地協会会長会

- 1 と き 平成30年3月5日(月)
- 2 と ころ 東京都、東京都行政書士会
- 3 出席者 山本会長
- 4 議 題
 - (1) 平成29年度事業報告について
 - (2) 平成29年度決算報告について
 - (3) その他の事項

□東京会主催暴力団等排除対策連絡協議会(関東地区1都10県)

- 1 と き 平成30年3月5日(月)
- 2 と ころ 東京都、東京都行政書士会館
- 3 出席者 宮下総務部長

□民間賃貸住宅の賃貸借関係をめぐるトラブル相談対応研修会

- 1 と き 平成30年3月8日(木)
- 2 と ころ 東京都、全国町村議員会館
- 3 出席者 和田ADR特別委員長



支部だより

上田支部 新規業務研究委員会 発足

上田支部 土屋 帝

この度、上田支部に新規業務研究委員会が発足いたしました。

当委員会の活動内容はその名が示す通り、これまで行政書士が取り組んだことのない新規業務の研究です。

構成メンバーは、中澤健委員長以下委員5名（＋相談役2名）。委員の平均年齢は37.4歳という（※相談役2名は除く）若さあふれる委員会です。

検討を重ね、正式に決定した研究テーマは「食品工場のFDA登録」及び「HACCP導入」。先日開催された支部新年会では、早くも、その研究成果の第一段階の発表がありました。



成果発表を行う中澤健 委員長 平成30年2月2日 支部新年会(上田市ささや)にて

FDA（エフディーイー）とは…

米国の食品医薬品局（Food and Drug Administration）。

米国内に流通する食品（畜肉・家禽肉・卵製品を除く）を製造する施設は、米国食品安全強化法（FSMA）の定めに従い、FDAへの施設登録および2年ごとの更新が必要。

※米国に食品を輸出する日本国内の工場も、当然に上記の対象となる。

HACCP（ハサップ）とは…

主に米国で取り入れられている食品安全管理手法。

Hazard Analysis and Critical Control Pointの名が示す通り、食品製造上の危害要因を分析し、要注意管理点を連続的に管理して、安全を確保する手法のこと。

我が国においても義務化されつつある。

お気づきのこととは思いますが、当委員会が新規業務として着目しているのは「FDAへの工場登録手続」及び「HACCP認証取得」並びにそれらのマネジメントです。

当委員会に課せられた次なる命題は、その実績を得ること。続報をお待ちください。

会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

— 入会者 —

個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
飯田支部	30. 1. 15	片桐 博道	飯田市	佐久支部	30. 2. 15	内藤 康雄	佐久市
長野支部	30. 2. 15	山田 康二	長野市	佐久支部	30. 3. 1	柳澤 祥子	佐久市
松本支部	30. 3. 1	小笠原貞純	松本市	長野支部	30. 3. 15	柳澤 博志	長野市
諏訪支部	30. 3. 15	小野 安也	岡谷市	飯田支部	30. 3. 15	奥村 真	飯田市

— 退会者 —

所属支部	氏 名	退 年 月 会 日	所属支部	氏 名	退 年 月 会 日	所属支部	氏 名	退 年 月 会 日
長野支部	吉澤 忠雄	30. 1. 31	佐久支部	土屋 行民	30. 1. 31	長野支部	五明 利雄	30. 2. 6

ご 逝 去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

土 屋 桂 一 殿 (長野)

平成30年 1 月

宮 下 磐 殿 (長野)

平成30年 2 月

蒲 地 利 枝 殿 (諏訪)

平成30年 1 月

三 澤 初 雄 殿 (伊那)

平成30年 2 月

編 集 後 記

合併して今は塩尻市になっています、木曽路の北の最初の宿場町として昔は奈良井千軒と言われ賑やいだそうですが、この奈良井宿も例外なく全国で問題になっている空き家対策が最大の課題となっています。

このことは行政書士の活動分野であり、より地域に立脚した行政書士として活動の一つの柱となりえると思います。

広報監察部の今年の活動も後わずか、広報監察部ではホームページの充実拡充、またメルマガ等の利用により会員への情報伝達の利便性の向上を図りたい。

(広報監察部 長田)

発行所 長野県行政書士会

〒380-0836 長野市南県町1009-3

TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305

ホームページ <http://www.nagano-gyosei.or.jp>

メールアドレス gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

発行者 会 長 山本 準一

編集者 広報監察部長 吉田 靖史

印刷 三和印刷(株)

行政書士NAGANO 投稿募集

広 報 監 察 部

広報監察部では、長野県行政書士会会員からの投稿を下記の要領により受付いたします。

1. 原稿等について

(1) 表紙用の写真、絵画、書など

作品及び作品の簡単な説明（１００字程度）

(2) 行政書士業務に関する研究論文、資料あるいは実務事例報告など

字数２，０００字程度

(3) その他

自由投稿

2. 上記投稿は、自作で著作権法等に抵触しないものに限りします。（肖像権等ご注意ください。）

3. 本会及び他者（個人・団体を問わず）の誹謗・中傷、あるいは不穏当な語句を含む原稿は掲載できません。

4. 原稿などの送付方法について

(1) 原稿は、メールあるいはメールに文書ファイル、画像ファイル等を添付してお送りください。

(2) F A X 及び手書きによる原稿は出来るだけご遠慮下さい。

(3) 投稿の際は、件名に「広報誌投稿」と記載し事務局宛にお送り下さい。

(4) 投稿後の原稿の訂正は必ず書面（メール含む）で行ってください。

5. 原稿等は随時募集しておりますが、広報誌は年４回の発行となっておりますので投稿者の掲載したい時期に掲載できない場合もございますので、ご了承下さい。

6. 投稿原稿の採否は広報監察部会で決定いたします。採否の理由については一切お答えできません。また、原稿は採否に関わらず返却いたしません。

7. 編集の都合により大幅な加筆、修正、削除等が必要な場合は広報監察部から投稿者に対して連絡いたします。その求めに応じていただけない場合は掲載できませんのでご了承下さい。

8. 投稿を掲載したことにより発生したトラブルに関して、県行政書士会及び広報監察部は一切責任を負いません。

9. 掲載記事に関する質問・意見については一切お答えできません。

Eメール：gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

好評図書のご案内



技能実習法の実務

山脇康嗣 著

2017年9月刊 A5判 356頁 本体3,200円+税

- 図解も多用し、外部監査の詳細な項目やチェックすべき書類等のノウハウを公開。監理団体及び実習実施者の届出・書式についても掲載・解説。



事例でわかる 戦前・戦後の新旧民法が交差する 相続に関する法律と実務

早稲田大学大学院法務研究科教授 山野目章夫氏 推薦！

家督相続人不選定・家附の継子の相続登記、家督相続、遺産相続、絶家、隠居

末光祐一 著

2017年9月刊 A5判 344頁 本体3,200円+税

- 新旧民法の交差する相続に関する、判例・先例・実例を網羅し、相続開始時を基準に「誰が、どのように相続するか」がわかる。
- 長期間相続登記がなされない放置不動産が増加している現在の必読書。
- 具体的な94事例を収録。図表を多用し、わかりやすく解説。



消費者法 実務ハンドブック

消費者契約法・特定商取引法・割賦販売法の実務と書式

安達敏男・吉川樹士 著

2017年9月刊 A5判 284頁 本体2,700円+税

- ポイントを押さえた書式と解説を収録した、消費者三法の大改正に備えておきたい一冊。
- クーリング・オフや不実告知等による取消しの通知書など、実務に使える書式を収録。
- 複雑・難解な裁判例を豊富に掲載し、実務ベースで解説。



改訂 終活にまつわる法律相談

遺言・相続・相続税

安達敏男・吉川樹士 著

2017年4月刊 A5判 336頁 本体2,800円+税

- 高齢者の終活にまつわる法的問題、円滑な相続につなげるための遺言書作成、現代型の遺産分割問題等を取り上げたQ&A解説書。実務現場で悩みがちな問題、最新事例を用いた問題などを中心とした約60問を収録。尊厳死宣言書、死後事務記載例、贈与契約等の各種記載例も多数収録。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 <http://www.kajo.co.jp/>
TEL (03) 3953-5642 FAX (03) 3953-2061 (営業部) ツイッターID: @nihonkajo